

令和4年度 指宿市特産品販路拡大支援事業補助金 概要

本市では、農林水産物や加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、地域の経済活性化や雇用の継続等を図ることを目的に、以下の内容で補助金交付を行っています。

1 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※ただし、予算に達し次第終了となります。

2 補助対象事業

国，自治体，公益法人，公的機関，公的団体，地元金融機関等が主催，共催，又は後援する商談会や物産展，見本市など

3 補助対象経費

出展料，小間等装飾費，会場借上料，什器類借上料，旅費，運搬費，通訳費など

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で，下記金額を上限とします。

県内

①商談会等に3日以上連続の出展（本市を除く）・・・1万円以内

県外

②物産展、催事などに2日以上連続で出展・・・3万円以内

③商談会，見本市及び博覧会に2日以上連続で出展・・・5万円以内

④市が主催又は出展する商談会、見本市及び博覧会に出展・・・5万円以内

⑤市が指定する商談会等に出展・・・予算の範囲内で市長が別に定める

国外

⑥1日以上商談会，見本市及び博覧会に出展・・・10万円以内

オンライン商談会

⑦インターネット回線等を活用して行う非対面型の商談会に参加・・・1万円以内

5 補助の回数

補助回数は、上記に該当するもののうち以下の回数を上限とします。

①の場合・・・年2回

②の場合・・・年2回

③の場合・・・年2回

④の場合・・・通算3回。ただし，①，②，③，⑦の回数を含みます。

⑤の場合・・・通算3回。ただし，①，②，③，⑦の回数を含みます。

⑥の場合・・・年1回

⑦の場合・・・年2回

6 補助金交付の手順

- ①補助金交付申請 事業計画書の提出【第1号様式】
(添付書類：出展申込書の写し，商談会（オンライン）等の内容が分かる資料，消費税等の非課税事業者は非課税であることが分かる資料)
- ②交付申請書の審査 内容審査後，補助金決定通知書【第2号様式】による通知
- ③商談会等への出展 商談会（オンライン）や物産展，見本市等の内容が分かる様子を写真等で記録
- ④補助金実績報告 事業実績報告書【第3号様式】の提出
(添付書類：領収書の写し，実施したことが分かる写真等)
- ⑤実績報告書審査 内容審査後，補助金確定通知書【第4号様式】の通知
- ⑥補助金請求 補助金請求書【第5号様式】の提出
- ⑦補助金交付 請求後，概ね，1ヶ月以内に支払います

「指宿市特産品販路拡大支援事業補助金」 交付の流れ

① 商談会（オンライン）等、物産展等への申し込み

《商談会・物産展》

国、自治体、公益法人、公的機関、地元金融機関等が主催、共催、後援する商談会等（商談会、見本市、博覧会）や物産展等（物産展、催事等）への出展

《出展条件》

県内	県外	海外	オンライン商談会
		商談会等	
3日以上	2日以上	1日以上	—

※市が主催等する場合は、1日以上

事業者手続き

指宿市手続き

② 補助金交付申請の提出

《提出書類》

- ①事業計画書（様式第1号）
- ②出展申込書（写し）
- ③商談会又はオンライン商談会の内容が分かる資料
- ④消費税等の非課税者である資料（該当する場合のみ）

③ 交付申請書の受理

予算に達し次第、受付を終了します。

⑤ 事業の実施

商談会（オンライン）等、物産展等への出展
※補助対象となる経費については、交付決定後に執行してください。

④ 補助金の交付決定

《交付書類》

交付決定通知書（様式第2号）

⑥ 実績報告の提出

対象経費確定後、速やかに報告手続きを行ってください。
概ね、1ヶ月から1ヶ月半後にはお願いします。

《提出書類》

- ①事業実績報告書（様式第3号）
- ②対象経費領収書（写し）
- ③商談会又はオンライン商談会の実施が分かる写真
- ④その他市長が必要と認める書類

⑦ 実績報告の審査

報告書の内容確認

⑨ 補助金の請求

《提出書類》

- ①事業補助金交付請求書（様式第5号）

⑧ 補助金の交付確定

《交付書類》

交付確定通知書（様式第4号）

⑩ 補助金の支払い

請求後、概ね1ヶ月以内に支払います。